

静岡県教育委員会

議事録

令和 6 年度 第 21 回定例
2 月 19 日（水）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和7年2月19日に教育委員会第21回定例会を招集した。

1 開催日時 令和7年2月19日（水） 開会 13時30分
閉会 13時59分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 池 上 重 弘
委 員 伊 東 幸 宏
委 員 小 野 澤 宏 時
委 員 天 城 真 美
委 員 飯 村 幸 生
委 員 渡 村 マ イ

事務局（説明員） 水 口 秀 樹 教育部長
塩 崎 克 幸 教育監
宮 崎 文 秀 理事（政策管理担当）
本 多 伸 治 理事（新図書館担当）
中 山 雄 二 参事（学校教育担当）
藤ヶ谷 昌 則 参事兼社会教育課長
高 林 伸 成 教育総務課長
秋 野 薫 教育政策課長
大 澤 篤 篤 教育DX推進課長
上 原 啓 克 財務課長
内 山 成 一 教育厚生課長
横 田 恭 子 教育施設課長
戸 塚 康 史 義務教育課長
中 村 大 輔 高校教育課長
山 村 仁 特別支援教育課長
夏 目 伸 二 健康体育課長
金 嶋 克 年 新図書館整備課長
渡 邊 晃 静東教育事務所長
堀 内 祥 行 静西教育事務所長
杉 山 禎 総合教育センター所長
高 橋 健 二 中央図書館長

4 そ の 他

（1）報告事項は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、飯村委員にお願いする。

教 育 長： それでは審議を始める。

報告事項 1 令和 7 年度静岡県教員研修計画

教 育 長： 報告事項 1 「令和 7 年度静岡県教員研修計画」について中山教育政策課人権・教員育成室長より説明願う。

人権・教員育成室長： <報告事項について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

飯 村 委 員： 各市町に指示を出すと思うが、コンテンツはまとめて県教育委員会がやるのか。

人権・教員育成室長： 研修を所管する課や総合教育センターでそれぞれ作成される。

飯 村 委 員： それぞれで作ったものを各市町へ指示を出して、実行計画は各市町が作成するということか。

人権・教員育成室長： 実行するところも県の所管する課や総合教育センターで行っている。主管課と場所が一致しないものもある。

飯 村 委 員： 全市町でコンテンツは一緒ということか。

人権・教員育成室長： 各市町独自のものもある。

飯 村 委 員： 承知した。

教 育 長： 県として体系化して持っている研修については、コンテンツは県教育委員会で作成する。それとは別に、小中学校については市町の教育委員会が独自に作成したコンテンツもある。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 報告事項 1 を了承する。

報告事項 2 教職員コンプライアンスの推進

教 育 長： 報告事項 2 「教職員コンプライアンスの推進」について小谷教育総務課参事より説明願う。

教育総務課参事： <報告事項について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

飯 村 委 員： コンプライアンスの問題が起きた時に、懲罰委員会は別にあるのか。

教育総務課参事： 組織の中に懲罰委員会を設けているわけではなく、教育委員会事務局の中に監察班があり、学校 3 課に上がってきた内容について情報収集や事実確認を行い、弁護士相談を行って教育委員会にお諮りしている。

教 育 長： この会議が会社における懲罰委員会にあたる。監察班が作成した原案を教育長以下教育委員会役員幹部が参加する会議で説明を受けて、量定の判断が適切かかなり時間をかけて議論する。監察班からの説明を受けて、再度弁護士相談を指示する場合もある。

飯 村 委 員： 懲罰を検討するグループはある程度同じメンバーがやっているのか。

教育総務課参事： 事案の発生が各学校で起きた後、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課の各人事班に情報が入ってくる。そこでまずは事情の聞き取りを行い、その結果が教育総務課へ報告され確認を行っていく。

飯 村 委 員： どこで誰が決めているのかがわからない。会社であれば、懲罰委員会
が決めていてそこが決定した内容について責任をとる。決められた量定
について違っていると感じた時にどこに責任を追及すればよいのか。

教 育 長： 例えば、高校である出来事が起きたと仮定した場合、懲戒処分として
扱うのか、懲戒にはならない指導措置となるかは高校教育課の人事班で
検討される。その際に、これは懲戒にあたる案件となった場合に監察班
が入ってくる。高校教育課の人事班と教育総務課の監察班で詳細な資料
をまとめる。ただし、そこでは決定しない。弁護士相談をしながら素案
を作成する。その後、先ほど説明したように教育長以下役員幹部を含め
て議論を行う。そこで教育委員会定例会に諮る案が確定する。最終的に
は教育委員会定例会のこの会議の場で案に対する議論が行われ確定する。

飯 村 委 員： 量定が重い、軽い、妥当、妥当ではないといった責任は教育委員会が
責任を取らなければいけないということか。

教 育 長： この会議体である教育委員会が責任を負う。

飯 村 委 員： 承知した。先ほどの説明だと、この場に上がってくる前に判断される
ものがあることや、判断する人が変わってくるとばらつきがある。非常
にわかりにくい。わかりやすくするのと、量定のばらつきをなくすには
どうしたらよいかを考えてほしい。

教 育 長： 理論上、発生したことを校長が報告しなければ我々はわからない。た
だし、通報制度等、別のルートで知ることができるよう整えている。弁
護士をメンバーとして内在させていないが、法務部に該当する役割を監
察班が担い、必要に応じて顧問弁護士に相談している。

飯 村 委 員： 教育委員会定例会で懲戒処分の量定について、弁護士に差し戻しをお
願いすることはできるということか。

教 育 長： 理論上可能である。

飯 村 委 員： 実際に可能なのか。

教 育 部 長： 会議の中での御意見に対して、もう一度弁護士に確認したうえで判断
ということはあった。

教 育 長： 停職の月数で議論になって再度弁護士に確認するといったことがあつ
た。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 報告事項2を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。

これをもって、令和6年度第21回教育委員会定例会を閉会とする。